

質問に対する回答書41

東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 26-14-2 仮設防護柵工種別 設計図 数量明細表4, 5	仮設防護柵工F、G、Hについて 施工場所がF、G、Hともに東北道上り線と蓮田SA(上り線)間であるので区分は区分4 休憩施設サービスエリア(上り線)欄と考えますがよろしいでしょうか、ご教示願います。	数量明細表に示すとおりです。
2	図面 橋梁下部工 5/30 A1橋台構造一般図(2) 継目工 継目工詳細図	継目工Ⅲ—A型について 数量表(下部工施工分)においてジョイントバー補強筋、ビニールパイプがFIX、MOVE側とも計上されていますが、函渠側にあるビニールパイプ、ジョイントバー補強鉄筋を本工事で取り付けられた状態で引き継ぐものと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	そのとおりに考えください。
3	特記仕様書 26-16 率計上工事に関する事項 -5 契約変更について	契約締結後、率計上工事の各項目について新単価を定める際、率計上工事に関する事項の単価表契約金額を上限としないがありますが、積算単価に契約時の「請負率」を掛けることなく新単価を決定すると考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	土木工事請負契約における設計変更ガイドラインの新単価ケースに基づき個々の項目で判断します。
4	特記仕様書 16 残存物件の処理に関する事項 -1 発生する残存物件と引渡し方法	残存物件表についてグレーチング蓋は引渡方法が記載されていますがその他(ガードレール、支柱、標識板)は空欄になっています。グレーチング蓋と同様な引渡方法であると考えますがよろしいでしょうか、ご教示願います。	そのとおりに考えください。
5	図面 土工 100/115 仮設工 構図図(1) H鋼式、Gr(A種)詳細図	H鋼式、Gr(A種)について 詳細図には袖ビームを含めた端部が記載されていますが、数量表は端部を含まない中間部が集計されていると思われます。袖部を含まない一般部の明示をお願いします。	公布している設計図以外の図面はございません。

6	<p>図面 土工 100/115 仮設工 構図図 (1) H鋼式、Gr(A種)詳細図</p>	<p>H鋼式、Gr(A種)について 仮設ガードレールは「起伏式」と考えてよろしいでしょうか。起伏式であるとするれば各資材置場ではガードレールを伏せた状態で保管されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>起伏式ではございません。</p>
7	<p>特記仕様書 5 工事用地等に関する事項 -1 敷地の使用</p>	<p>受注者が使用可能な発注者の用地で「蓮田サービルエリア(旧上り線)」(約1900m²)について使用用途が「仮設材、資材ヤードとして使用するもの」とありますが作業従事者の休憩所、トイレ、通勤車両駐車場としての利用も可能でしょうか、ご教示願います。</p>	<p>仮設材、資材の搬入・搬出に必要な場合及び蓮田サービスエリア(旧上り線)における施工時に必要な場合であれば作業従事者の休憩所、トイレ、通勤車両駐車場としての利用は可能です。</p>
8	<p>蓮田サービスエリア(下り線)への進入退出方法及び仮設ヤード</p>	<p>蓮田サービスエリア(下り線)の施工時、作業従事者の工事箇所への進入退出は通勤車両にて東北自動車道からサービスエリア内工事用出入口への経路でしょうか。その場合通勤車両の駐車場は工事区域内に設けてよろしいでしょうか、ご教示願います。 また、下り線施工時の作業従事者の休憩所、トイレを工事区域内に設けてよろしいでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>作業従事者の工事箇所への進入退出は側道から徒歩での出入りを想定していますが、東北自動車道からサービスエリア内工事用出入口への経路も可能です。なお、工事区域内であれば、通勤車両の駐車場を設けても構いません。また、下り線施工時も工事区域内であれば作業従事者の休憩所、トイレを設けても構いません。</p>